

商標「官兵衛御膳」の使用登録イメージ

① 申請用紙の入手

・中津市しもげ商工会窓口で
・中津市しもげ商工会のホームページから



「中津市しもげ商工会」
で、検索して下さい



お近くの方は是非、窓口へお越し下さい

② 申請用紙の記入

用紙の左面に必要事項を記入して下さい



耶馬溪 54-2073
本耶馬溪 52-2500
山国 62-2683
三光 43-2174

③ 申請用紙の送付

・必要な添付書類
・返信用封筒
を同封の上、送って下さい



記入法が分からない方は、
お気軽に上記の各窓口へお電話下さい
担当者が御説明させていただきます

④ 申請の受理と審理

商工会にて審理

拒絶理由書の返送

No

OK

⑤ 登録証の発送

登録証の返送



使用規則に照らして
登録をお断りする場合があります

商標の使用OK!

登録なんて面倒！
…という方へ

使用登録によって得られるもの

複雑な知財トラブルのリスクを回避できる！

突然、商標権等を侵害しているという警告書や損害賠償請求が来るなど…
近年多発しているのが知的財産権をめぐるトラブルです。
でも「官兵衛御膳」の使用登録をしていれば、安心です
なぜなら「官兵衛御膳」の商標権者が使用を公式に認めるのですから。
もちろん、登録料とか使用料などは、**いたしません。**

中津市しもげ商工会

〒871-0405 大分県中津市耶馬溪町大字柿坂 102-1

電話 0979-54-2073

(<http://shimoge.oita-shokokai.or.jp/>)